

令和 8 年度第 1 回
基山町地域公共交通会議協議運賃幹事会

◇日 時：令和 8 年 7 月 3 0 日（木）
1 3：0 0～1 4：0 0
◇場 所：基山町役場 3 階 会議室

1. 説明 基山町地域公共交通会議協議運賃幹事会の設置と構成員について

令和 5 年 1 0 月 1 日に改正道路運送法が施行されたことに伴い、これまでバス等の乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項については、地域公共交通協議会において協議することとしていたものが、公聴会等により住民等の意見を聴取した上で、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定した形で、別の協議体により協議を行う運用に変更となりました。これを受け、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく「基山町地域公共交通会議協議運賃幹事会」を令和 6 年 3 月 15 日（告示第 11 号）付で設置しました。

構成員は、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき以下の方を選任しています。

- ・吉田委員（当該一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者）
- ・田中委員（地方運輸局長が指名する職員）
- ・中島委員（町長が住民の意見を代表する者として認める者）
- ・山田委員（町職員）

2. 議題 令和 8 年 1 0 月からの運賃（案）について

（1）住民等への意見聴取結果 … 資料 1

意見聴取内容：「令和 8 年 1 0 月からの運賃（案）」について

意見聴取方法：パブリックコメントの実施

募集期間：令和 8 年 6 月 1 8 日 から 7 月 2 日までの 2 週間

意見提出件数：2 件

（2）新たな運賃（案）… 資料 2

令和 8 年 1 0 月から、デマンド車両 2 台とコミュニティバス 1 台、遠距離通学支援バス 1 台となり、新しい交通体系に移行します。

- ・デマンド車両は、1 回 300 円（免許返納者等の割引制度あり）
- ・コミュニティバスの運賃は変更なし。
- ・遠距離通学支援バスは、コミュニティバスの運賃と同じ。
- ・「のりかえきっぷ」の廃止